

第4章 大阪府のスラム対策

第1節 労働対策

第1節 労働部西成庁室

1. 設立の主旨

昭和36年8月1日大阪市西成区の一部、不良環境地域に発生した事件を契機として、国府両に關係行政機関は、同地域住民の労働、生活全般が他の一般社会と大いに異なる“特殊性”にあることを再確認して、これに対応する行政施策を実施するにいたった。

その特徴を特殊性を、生活の基盤である労働分野より見ると、こゝで日々くり返される就労関係が公正を失し、これにともなう起る労働者の不満と反社会的意識は、行政機関と接触、依存することを望まず、もしくは敬遠する状態にあって、その社会的労働調整が正常を缺き、労働者の生活に不安定さを来している。

大阪府は地域の労務者を正規な労働につかせ、生活を安定させることが、環境を改善、浄化する基本施策のポイントであり、しかも、こうした特殊地域の対策は一元的な行政措置だけでは、十分な実効がえられず、民間一

体をキって予の公益法人を組織して、中広く労働福祉にまで延長することが良策であることの結果としてありであるが、かかる団体が組織されるまでの暫定措置として、とりあえず事件直後の昭和36年9月1日から労働部西成庁室を急設し、労働者の就労援助にあわせ、これにともなう職業、医療、生活の相談にも応じ、地域の労働とりの福祉行政を進め、世論の支持するところとなって来た。

当時、釜ヶ崎の労働者は暴力団山田組の手配師から仕事をもらっていた。ピンハネ、暴力、賃金不払い。暴力手配師=泣かされる労働者。これが騒ぎの原因の一つとみた大阪府は明るい釜ヶ崎をつくる第一歩として、こうした中間搾取やトラブルを一掃しようとしたのである。手配師にかわって仕事をあつせんする——これが府労働部西成庁室の仕事だった。

室長 郡 昇三 (迅速隊長, 労務保障所主任)
職員 八人

536 A / ~ 532 9 30 大阪府労働部西成庁室発止

1. 設立の主旨

昭和37年10月1日 発足

労働部西成労宣の事業（無料の就労あっせん事業を開始し、労働者が心ないう配師の手にはゆがらわせない、安心して就業できるように努める）をうけつぎ、労働省の許可を得て、無料の職業紹介、日雇労働者の常用めふいは定取化、職業訓練や就業生活の相談、医療、厚生など労働福祉と関連ある仕事に幅をひろげ、この地域の特殊な労働事情に対応して、就労にあわせて生活向上にも資する、有機的な綜合施策を行うため設立。

本来、職業紹介業務は職業安定法にもとづいて、職業安定機関が取扱っているが、これまでから再び職業安定機関の利用を勧奨してまたにも拘わらず、労働者の多くは職業安定所との接触を極度に敬遠する状態が、ただ単に職業の斡旋だけでなく、就労に関するもろもろの民生的施策をも併せて実施しなれば、十分な効果を収め得ないと考えられた。

以上の経過を経て、西成労働労宣の機能を更に発展させて、日雇労働者の就労と労働福祉を一層充実せし

めるため、地域における特殊性を把握し、法的行政的に特約された施策だけに終らず、複雑な状況と相宜に即応、広範な対策と活動が可能とする組織体を構成して、適切な企画と中身の事業を実施し、もって社会の要請にこたえることになった。

大阪府の代行的機関として、昭和37年10月に発足、同府労働部西成分室の業務を受けつぎ、大阪市西成区のあるりん地区における日雇労働者の無料就業あっせんを旨とし、これに関連する労働福祉事業を実施することになった。

2. 財団法人西成労働福祉センター（公益法人）

1) 大阪府が新造改築し、事業所として当センターに無償貸与された。

○所在地 大阪市西成区東入船町23

(旧西恩学園敷地)

○敷地面積 1,536.22m² (465.42坪)

○建物

1. 本館 鉄筋コンクリート2階建 延417.90m²

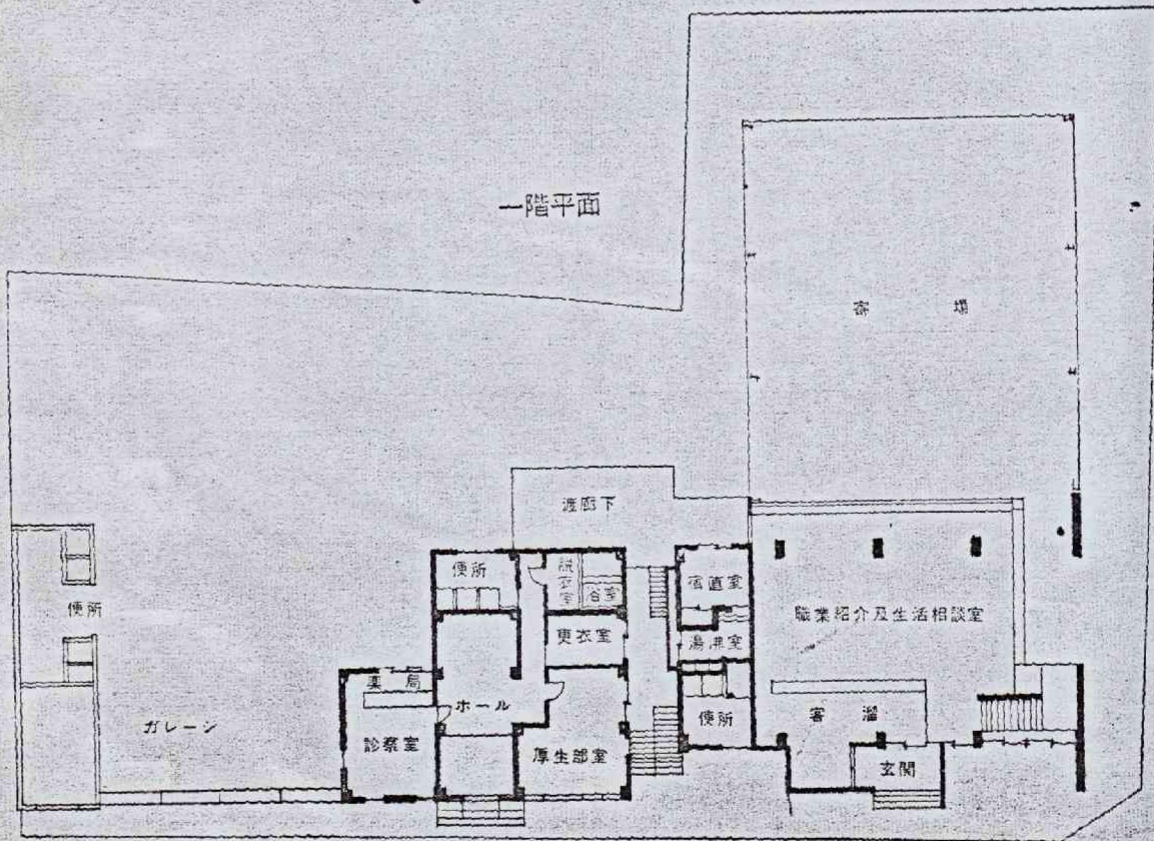
2. 別館 鉄筋コンクリート3階建 延395.00m²

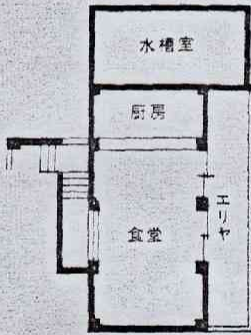
3 専場 軽量鉄骨造平家建 26.50m²

4 労働者便所、軒 エクリノ構造平家建 43.09m²

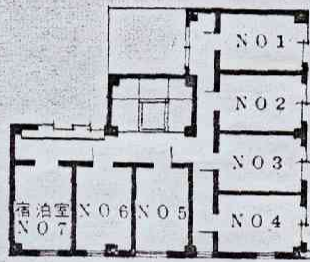
5 渡り廊下 鉄骨スレート葺き 14.76m²

西成労働福祉センター 敷地、建物の見とり図

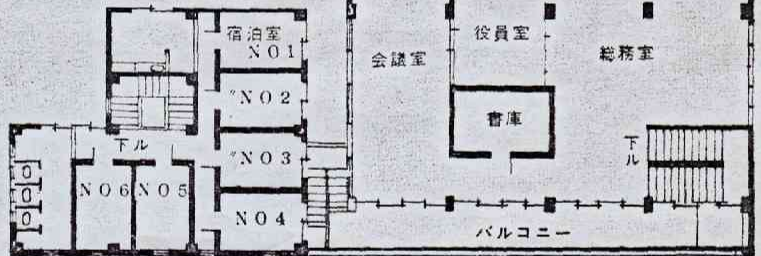




地下一階



三階平面



二階平面

2) 目的

この法人は、職業の不安定な者が多数居住している特定の地域における労働者の職業の安定を図るとともに、これらの者の福祉の増進に努め、もって労働者の生活の向上に資することを目的とする

3) 事業

- 1) 労働大臣の許可を得て行なう無料の職業紹介事業
- 2) 職業に関する相談及び指導
- 3) 宿泊所の設置運営その他労働者のための福利厚生
の事業
- 4) その他この法人の目的を達成するために必要な
事業

4) 運営要綱

本財団の事業は、設立の主旨によつて、特定地域の労働者の就労を促進するを基本とする。

1) たがって労働大臣の許可を得て、無料職業紹介事業を行ない、これを中心として職業の相談、指導を実施する。

しかし登ヶ崎の特殊性は、単純一元的職業紹介だけでは、目的を達成することが困難なので、就労にともなう諸種の厚生援助事業もあわせて実行する。

けれども本財団は社会福祉事業団体であるから、直接の施行的事業は行なわれない。あくまでも対象を勤労者として、労働精神の高揚を植えつけ、就労を正常化し、一般社会に合流せしめることに主眼をおく。

1. 基本方針

- (1) 地域労働者を正規のルートである公共職業安定所に求取登録させるよう指導、勧奨する
- (2) 公共職業安定所による紹介を希望しない労働者に対しては、直接職業紹介を行なう
- (3) 極力常用化、定職化をはかる
- (4) 地域労働者の不良環境の浄化と福祉の増進および不良環境からの転出をはかる

2. 事業

I 職業紹介事業

- (1) 職業相談と就職指導
- (2) 公共職業安定所への紹介

(3) 職業紹介

(4) 職業訓練所へのあつち

(5) 身元保証の実施

II 生活職業相談事業

(1) 生活職業相談

(2) 援産のあつち

(3) 就取支度援助

(4) 住民登録の勧奨と世話

(5) 生活向上の啓発

(6) 生活破たん者の更生相談と身の振りかたのあつち

・ 職業相談

III 厚生事業

(1) 一時宿泊弁設の設置

(2) 生活援助のあつち

(3) 軽費診療

(4) 娯楽室、図書室の設置

(5) 各種厚生事業の実施

IV 組織活動の事業

上記の諸事業を総合的に進行させるため、必要に応じ

次の組織体を構成する。

- (1) 就労相談協力委員会
- (2) 生活相談協力委員会
- (3) 運営委員会
- (4) 調査委員会

3 組織

I 理事会

II 事務局

事務局長 初代 松尾純雄

- 1) 総務部 初代 部長 小川礼二, 2代 井庭邦三
- 2) 職業紹介部 初代 部長 郡昇作
- 3) 生活相談部 初代 部長 松尾純雄
- 4) 厚生部 初代 部長 三森千景